

令和3年度第1回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和3年7月13日（火）午後1時30分から
場 所 水戸市笠原町978番6
茨城県庁舎11階 1106共用会議室

I 会議の日時及び場所

- 1 日時 令和3年7月13日(火)
午後1時30分から午後3時5分まで
- 2 場所 茨城県庁舎11階 1106共用会議室

II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
別記名簿のとおり

III 議題
別記付議案一覧のとおり

IV 委員の変更
関係行政機関の職員について関東地方整備局長の若林委員に委嘱したことが報告された。

V 議事

- 1 議事の公開
都計諮問第1号～第34号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名
議長から議事録署名人として松上委員と益子委員が指名された。
- 3 議案審議
以下のとおり

【都計諮問第1号～第29号

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」(29区域)】

○議長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。

これまで4回にわたって報告を受けてまいりました都計諮問第1号から第29号までの都市計画区域マスタープランの変更の審議につきまして、一括して説明をいただいた後に、まとめて質疑の時間を取りますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

都市計画課でございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

都計諮問第1号から第29号までの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、御説明いたします。

資料といたしましては、A4のファイルのうち、付議案の1から29ページ、別冊1の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)、別冊2の同じく付議案に係る意見書の要旨、

同じく参考資料の付議案に係る意見書の要旨及び意見書に対する県の考え方、以上4種類になります。1冊にまとまっているものです。その中に入っております。

本日は、前方の画面の説明資料により御説明いたします。お手元には紙で説明資料をお配りしておりますので、画面と併せて参考に御覧いただきたいと思っております。よろしく御願いたします。

まず、前方の画面及び説明資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。

これから説明させていただきます都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、都市計画法の第6条の2に基づき定めるものであり、通称都市計画区域マスタープラン、さらに略しまして、区域マスと呼ばさせていただきます。

3ページを御覧ください。

区域マスは、市町村の都市計画に関する基本的な方針である市町村の都市計画マスタープランの上位計画となるものでありまして、地域地区や地区計画など、具体の都市計画については、この区域マスに即したものでなければならぬとなっております。

4ページを御覧ください。

都市計画区域の状況について、県内には29の都市計画区域がございます。このうち、区域区分を定めている線引き都市計画区域が16区域、区域区分を定めていない非線引き都市計画区域が13区域となっております。これら29区域全ての区域マスの変更を今回一斉にお諮りするものでございます。

5ページを御覧ください。

区域マスの構成についてですが、大きく本文と附図で構成されております。本文にはさらに都市計画の目標などを定めており、基準年から20年後を展望し、都市計画の基本的な方向を示すものとなっております。

6ページを御覧ください。

都市計画の定期見直しですが、社会情勢の変化などを踏まえまして、おおむね5年ごとに実施しており、今回が通算8回目となっております。

7ページを御覧ください。

これまでの都計審への報告ですが、区域マスの見直しについて、事前に4回報告をさせていただきました。今回が正式に付議するものであります。

8ページを御覧ください。

区域マスの見直しの考え方ですが、茨城県総合計画や都市計画基礎調査、市町村の意向などを基に必要な見直しを行いました。

なお、区域マスの概要を一度御説明しておりますが、見直しのポイントについて、改めて御説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

茨城県総合計画では、県の将来像を地理的条件や歴史的背景などから、県内を県北地域、県央地域、鹿行地域、県西地域、県南地域の五つの地域と11のゾーンに細かく分けて、それぞれの将来像を定めております。区域マスにおいても、上位計画である茨城県総合計画の内容を反映することといたします。

それでは、茨城県総合計画の位置づけと、区域マスへの反映方法について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず県北地域では、日立都市計画区域の日立市等が含まれる、活力ある産業拠点を目指すひたち臨海クリエイティブゾーンと、同じく日立都市計画区域の常陸太田市等が含まれる、自立した中山間地域を目指す奥久慈清流里山ゾーンがございます。

11ページを御覧ください。

区域マスの中の都市づくりの基本理念において、県北地域は、産業・観光の発展や広域交通ネットワークの整備により、豊かな自然環境を生かした観光や、地域の歴史などを生かした多彩な交流が活発に行われる、ゆとりと潤いのある魅力的な地域を形成することとし、総合計画におけるそれぞれのゾーンに基づく将来都市像を下の枠のとおり書き込んでおります。

12ページを御覧ください。

県央地域では、水戸・勝田都市計画区域の水戸市等が含まれる、北関東の発展を先導する中核的都市圏を目指す観光歴史芸術・県都水戸ゾーンと、水戸・勝田都市計画区域のひたちなか市等が含まれる、物流拠点や海浜リゾート地域を目指す常陸那珂国際港湾・海浜リゾートゾーンがございます。

13ページを御覧ください。

区域マスの中において、県央地域は、本県の中心として陸・海・空の広域交通ネットワークによって国内外と結ばれ、自然・歴史・芸術・文化と産業が融合した魅力的な中核的都市圏を形成することとし、総合計画におけるそれぞれのゾーンに基づく将来都市像を下の枠のとおり書き込んでおります。

14ページを御覧ください。

鹿行地域では、鹿島臨海都市計画区域が含まれる、国際競争力のある産業拠点を目指す鹿島素材産業・スポーツ交流ゾーンと、潮来都市計画区域等が含まれる、農林漁業の生産性向上を目指す東関東農業フロンティアゾーンがございます。

15ページを御覧ください。

区域マスの中において、鹿行地域は、美しい水辺景観と魅力的な観光資源、サッカーやサイクリングなどのスポーツを生かして交流人口を拡大させることとし、総合計画におけるそれぞれのゾーンに基づく将来都市像を下の枠のとおり書き込んでおります。

16ページを御覧ください。

県西地域では、水海道都市計画区域等が含まれる、地域産業が活性化した一大産業拠点を目指す圏央道新産業クラスターゾーンと、下館・結城都市計画区域等が含まれる、伝統産業と新たな産業がバランスよく発展した経済圏を目指す筑波山西部伝統・未来産業ゾーンがございます。

17ページを御覧ください。

区域マスの中において、県西地域は、広域交通ネットワークの充実により、東京圏との連携を強化するとともに、歴史的街並みや伝統文化の中で、ゆとりと潤いのある生活・交流空間を形成することとし、総合計画におけるそれぞれのゾーンに基づく将来都市像を下の枠のとおり書き込んでございます。

18ページを御覧ください。

最後に、県南地域では、竜ヶ崎・牛久都市計画区域等が含まれる、東京圏との近接性を

生かし魅力的な生活環境を目指す常磐線メトロフロントゾーン。

19ページを御覧ください。

つくばみらい都市計画区域等が含まれる、科学技術が生活に溶け込んだ都市空間を目指すTXつくばスタイルゾーンと、稲敷東南部都市計画区域等が含まれる、アグリビジネスの展開など特色ある地域を目指す水郷稲敷田園ゾーンがございます。

20ページを御覧ください。

区域マスの中において、県南地域は、世界有数の科学技術の集積や、霞ヶ浦・利根川などの豊かな水源、縦横に走る鉄道や高速道路などの交通インフラのもと、活力ある産業と豊かな自然が共生する潤いのある都市空間を形成することとし、総合計画におけるそれぞれのゾーンに基づく将来都市像を下の枠のとおり書き込んでおります。

21ページを御覧ください。

区域マスでは、区域区分の決定の有無と、線引き都市計画区域のみになりますが、区域区分の方針を定めております。

22ページを御覧ください。

区域区分の決定の有無につきましては、おおむね5年ごとに行います都市計画基礎調査の集計解析結果を茨城県都市計画見直しガイドラインの判断指標に当てはめまして、都市の傾向を把握しております。これらの結果や、各市町村長さんの御意向も確認し、区域区分について、29区域とも現行のとおり維持することとしたいと考えております。

なお、目標年次である令和7年の県全体の人口フレームは、総合計画に示されている人口に合わせまして281万人としております。

23ページを御覧ください。

第8回定期見直しにおいては、総合計画の内容を反映するほか、五つの見直しポイントで変更を行います。

一つ目は、災害に強い都市づくりへの対応。

二つ目は、持続可能な都市づくりへの対応。

三つ目は、広域インフラの整備効果の活用に向けた取組。

四つ目は、都市農地の保全に向けた取組。

五つ目は、事業等の進捗を踏まえた更新です。

24ページを御覧ください。

まずポイントの一つ目、災害に強い都市づくりへの対応では、都市づくりの基本理念において、過去の経験を教訓とした災害に強い強靱な都市を目指すことを追加しております。

25ページを御覧ください。

災害の防止に関する方針には、関東東北豪雨や令和元年東日本台風をはじめとする過去の災害を教訓に、地域防災力の強化を図ることを追加しております。

また、公共インフラの長寿命化対策を推進することや、災害リスクの低い地区への移転を検討することを強化しております。

26ページを御覧ください。

ポイントの二つ目、持続可能な都市づくりへの対応では、都市づくりの基本理念において、都市機能の集約と地域間の連携、コンパクト+ネットワークを図ることにより、持続可能な都市づくりを進めることを追加しております。

また、土地利用においては、持続可能な都市づくりに関する方針を追加しております。
27ページを御覧ください。

ポイントの三つ目、広域インフラの整備効果の活用に向けた取組でございますが、圏央道や常磐道、北関東道などのインターチェンジ周辺等において、その広域的な交通ネットワークの整備効果を生かした産業集積や産業用地の開発を検討することを各区域に追加しております。

28ページを御覧ください。

ポイントの四つ目、都市農地の保全に向けた取組でございますが、市街地内の農地について、農地の持つ優れた緑地機能やその保全を検討することを強化しております。

また、将来にわたり保全することが適当な緑地・農地等を相当規模含む土地の市街化調整区域への編入について、検討を行うことを追加しております。

29ページを御覧ください。

最後に、ポイントの五つ目、事業等の進捗を踏まえた更新でございますが、市街地開発事業においては、事業の進捗等を踏まえた新規事業の追加や完了事業の削除などの更新を行っております。水海道都市計画区域の常総インターチェンジ周辺の土地区画整理事業の追加や、日立都市計画区域の常陸太田市東部土地区画整理事業の追加などについて更新しております。

案のポイントの説明は以上になります。

30ページを御覧ください。

令和3年5月17日から5月31日にかけて、案の縦覧を行いました。その結果、意見書が9区域で計10件、10名の方から提出されております。

引き続き、意見書に対する県の考え方について、付議案順に御説明いたします。

なお、大子都市計画区域に関する意見については、賛成の記載のみのため、説明は省略させていただきます。

詳細の内容は、お配りしたA4ファイルの中の後ろのほうに黄色い表紙で参考資料の付議案に係る意見書の要旨及び意見書に対する県の考え方に記載してございますので、説明資料と併せて御覧いただければと思います。

31ページを御覧ください。

まず、水戸・勝田都市計画区域の偕楽園に関する反対の意見であります。

頂いた意見の内容ですが、偕楽園は史跡及び名勝に指定されたが、史跡上なかったものが造られたり、史跡内の管理・整備破壊をしている。低地は駐車場を自然観察のできる公園・景観整備に戻してくださいという意見です。

これに対する県の考えですが、区域マスにおいて、広域公園については、偕楽園公園の整備を進めるとしております。偕楽園の整備については、歴史的価値を踏まえ、関係法令を遵守し、偕楽園保存活用計画や偕楽園魅力向上アクションプランに基づき、適正に整備を実施しております。

なお、区域マスは、基本的な方針を定めるものであり、今回の御意見は、関係部局や市に情報提供を行うとともに、今後のまちづくりの参考とさせていただきとを考えます。

32ページを御覧ください。

取手都市計画区域に関する意見であります。

頂いた意見の内容ですが、左側の区域マスの中の交通体系の整備の方針において、赤字の箇所に「コンパクト＋ネットワークを推進するため」と記載されていますが、右側の赤色の文字のように、「持続可能で活力ある、低炭素型社会の実現のため」と修正を求める意見であります。

意見の理由としましては、取手都市計画区域に含まれる守谷市で、低炭素まちづくり計画を平成26年に策定し、取り組んでいるためです。

33ページを御覧ください。

これに対する県の考えですが、区域マスの中の基本理念において、「都市機能の集約と地域間の連携、(コンパクト＋ネットワーク)を図ることにより、人口減少下においても、持続可能な都市づくりを進める。」としており、持続可能な都市づくりの中に低炭素型社会の実現が包括的に含まれていると考えております。

また、区域マスの中の地域ごとの市街地像において、「守谷駅周辺については、持続可能で活力のある、低炭素型都市づくりを目指す。」としております。

したがって、区域マスの交通体系の整備の方針においては、これら目標との重複を避けて、具体的なコンパクト＋ネットワークの推進の方針について記載したものです。

34ページを御覧ください。

土浦・阿見都市計画区域に関する賛成の意見で、加えて以下二つの夢の提示をさせていただきます。

頂いた意見の内容ですが、①大災害や戦災の後の復旧については、更地からの構築となり、規則・事前案公表に切り替えてほしい。②公有地の防風林や広葉樹の幅60メートル長さ800メートルの区画ユニットの植樹帯を全国に設けてほしいという意見です。

この夢の提示に対する県の考えですが、区域マスの中において、「減災を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。」としております。

また、区域マスの中において、「公園等を適正に配置し、整備することによって、豊かな水と緑に包まれた潤いのある都市の形成を図る。」としております。

なお、区域マスは、基本的な方針を定めるものであり、今回の御意見は、市や町に情報提供を行うとともに、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。

35ページを御覧ください。

八郷都市計画区域の都市計画道路上林・上曽線と、下林南交差点から下林交差点の市道の交通環境の悪化を心配する意見であります。

位置関係について御説明いたします。なお、図面は全て北が上になります。

都市計画道路上林・上曽線は、筑西市と石岡市街地を結ぶ県道石岡筑西線バイパスの一部となっており、柿岡市街地を北側に迂回する道路であります。

また、御意見の下林南交差点から下林交差点の市道が都市計画道路上林・上曽線の東側に位置しております。

頂いた意見の内容ですが、主要幹線街路に上林・上曽線を位置づけたことについて、疑問に思うという意見と、また、御意見の市道は、朝日トンネルの開通後、つくばと笠間の交流道路となり、交通量が著しく増加し、振動・騒音に悲鳴を上げており、上曽トンネル開通後、さらに交通量が増加することに不安を感じている。このため、通学の安全対策などを期待しますという意見です。

36ページを御覧ください。

これに対する県の考えですが、区域マスの中において、都市計画道路上林・上曽線は、主要幹線街路として位置づけております。

なお、御意見の市道の通過交通による振動・騒音対策や通学の安全対策の検討要望については、今後、市と連携して適切に対応してまいります。

37ページを御覧ください。

岩井・境都市計画区域に関する意見であります。

頂いた意見の内容ですが、東京から60キロメートルの距離にもかかわらず、県西地域は鉄道路線がありません。つくば市と古河市間をつなげるのはいかがでしょう。田舎の人ほど歩かない。家から家まで車です。駅まで歩く、自転車での考えが増えたなら、歩く歩数も増えるはずという意見です。

これに対する県の考えですが、区域マスの中において、「市街地間を連絡する路線バスなどの公共交通機関の積極的な利用を促すなど、総合的な交通体系の構築を推進する」などとしております。

しかしながら、区域マスにおいては、必要な部局との調整が図れた施設を位置づけていることから、つくば市と古河市間をつなぐ鉄道の整備は記載してございません。

なお、頂いた鉄道路線の検討は、広域路線バスなどを含めた総合的な交通体系の検討が必要なことから、関係部局等と共有するとともに、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。

38ページを御覧ください。

下館・結城都市計画区域、結城市内の都市計画道路鹿窪・砂窪線に関する反対の意見であります。2件の意見書から2点の意見が出されています。

位置関係について御説明いたします。

都市計画道路鹿窪・砂窪線は、J R水戸線の結城駅の東側を南北に通る道路で、本路線の沿道の北側には文教施設があり、南側には国道50号や市役所があります。このため、本路線は、鉄道で分断されている市街地の南北連携の強化や、通学路などの安全性の向上、さらに、密集した市街地を避けた災害時の避難路となっております。

また、本路線は、平成29年度に都市計画道路の見直しも行い、J R水戸線の交差部手前から北側の整備が予定されています。

39ページを御覧ください。

頂いた意見の内容ですが、都市計画道路鹿窪・砂窪線について2点の意見を頂いております。

1点目が、必要性の疑問として、計画の見直し、廃止を求める御意見です。

これに対する県の考えですが、区域マスの中において、都市計画道路鹿窪・砂窪線は都市幹線街路として位置づけております。

なお、今後、事業者である県と市が協力して、地元の皆様に御理解をいただきながら整備を進めていくこととしております。

40ページを御覧ください。

2点目の意見の内容が、地域住民に対しての説明不足です。平成29年度の都市計画変更の際には、説明会の知らせが市の広報誌にそっと記載があるのみで、気がつかなかった人

が大半です。地域の全住民に十分な説明と相談がまずあるべきと考えますという意見です。

これに対する県の考えですが、本路線の平成29年度の都市計画変更については、地元説明会、公聴会、縦覧及び都市計画審議会への付議等の手続を経て、適切に決定しております。

また、これらの手続についての広報の手段や周知期間等の市民への情報提供は、適切にされたものと考えております。

41ページを御覧ください。

高萩都市計画区域に関する意見であります。1件の意見書から3点の意見が出されています。

1点目の意見の内容ですが、関根川、花貫川に流入する中小河川沿いの農地に対する保全も詳しく書いてほしいという意見です。

位置関係について御説明いたします。

高萩市街地の南側に花貫川、北側に関根川が流れております。

42ページを御覧ください。

これに対する県の考えですが、区域マスの中において、「花貫川や関根川などの流域」としており、流入する中小河川沿いも流域に含まれております。

43ページを御覧ください。

2点目ですが、都市計画道路安良川下手綱線に関する反対の意見であります。

位置関係について御説明いたします。

都市計画道路安良川下手綱線は、画面中央の高萩市街地を通る道路で、東側に国道6号やJR常磐線があり、沿道には市役所などがあり、区域内の幹線道路となっております。

また、北側の区間が高萩市で整備を進めております。

44ページを御覧ください。

頂いた意見の内容ですが、都市計画道路安良川下手綱線の整備により、田んぼは分断され、雨水の逃げ場も失われ、大変心配しているという意見です。

これに対する県の考えですが、区域マスの中において、都市計画道路安良川下手綱線は、都市幹線街路として位置づけております。

なお、高萩市で整備を進めております区間につきましては、田んぼの分断は、用排水の機能を確保するとともに、雨水の逃げ場は道路横断暗渠を確保することにより、適切に対応すると聞いております。

45ページを御覧ください。

3点目ですが、都市計画道路安良川赤浜線に関する反対の意見であります。

位置関係について御説明いたします。

都市計画道路安良川赤浜線は、高萩市街地の西側を通る道路で、東側に国道6号やJR常磐線があります。北側に北茨城市、南側には日立市があります。特に、東日本大震災の津波浸水を受け、国道6号を補完する広域的な幹線道路として、平成28年度に都市計画道路の変更も行っている道路です。

また、本路線は、南側と北側の区間を県で整備を進めております。

46ページを御覧ください。

頂いた意見の内容ですが、都市計画道路安良川赤浜線の整備により、斜面林や農地が失

われるので不安であるという意見です。

これに対する県の考えですが、区域マスの中において、都市計画道路安良川赤浜線は、主要幹線街路として位置づけております。

なお、整備に当たっては、法面の一部を緑化するなど、適切に対応してまいります。

47ページを御覧ください。

最後に、鹿島臨海都市計画区域の土地利用に関する意見であります。

位置関係について御説明いたします。

知手市街地は、西側に国道124号、北側に鹿島港、その西側に神栖市街地があります。

頂いた意見の内容及び対象区域ですが、知手市街地から国道124号までの区域、赤色の部分、対象区域①になります。この区域を住宅地として指定し、住環境の向上と知手市街地地域の商業・業務地としての土地利用を図ってほしいという意見と、国道124号の木崎から知手までの南側区間、オレンジ色の部分、対象区域②になります。この区域を準住居地域に指定し、国道沿いを連携し、一体化した区域として発展させてほしいという意見です。

48ページを御覧ください。

先ほど説明した意見の内容になります。

49ページを御覧ください。

これに対する県の考えですが、区域マスの中の基本理念において、「コンパクト+ネットワークを図ることにより、人口減少下においても、持続可能な都市づくりを進める。」としており、また、区域マスの中の市街化調整区域の土地利用の方針において、「地区の拠点として重要な地域については、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証した上で、市街化区域への編入や地区計画制度の活用等を検討する。」としております。

なお、御意見については、地元神栖市が作成する立地適正化計画などと整合を図りつつ慎重に検討することが必要であることから、市と共有するとともに、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。

意見書に関する説明は以上となります。

このことから、県の考えに基づき、区域マスの案をそのまま活用してまいりたいと考えております。

50ページを御覧ください。

県内の全市町村に意見照会を行っており、全ての市町村から異議ない旨の回答を頂いております。

以上、都計諮問第1号から29号まで御説明いたしました。御審議のほど、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

それでは、皆様からの御意見、御質問等をお受けしたいと存じます。お気づきの点ございましたら、御意見をどうぞ教えていただきたいと思います。

何かございませんでしょうか。

○A委員

ありがとうございます。先ほど、この見直しの背景のところ、防災とか災害への対応が重要だということのお話があったと思います。

今日、御説明いただいた資料の25ページ目のスライドの中で、そこを加筆していくということですが、全部案を見せていただいて若干気になるのが、リスクの高さが区域によって大分違うのに、この同じ記述でよかったかなというところが少し気になっております。

例えば、洪水のハザードマップ上、全域が浸水エリアになるような市町村もあるわけで、そういったところに、これよりも少し踏み込んだ記述がなくてよかったのだろうかという点がちょっと気になっておまして。やらないということではないので、もちろんこのままでもあり得るのですが、少し強弱をつけた書き方ということは検討されたのか、その点教えていただきたいです。

○議長

それでは、事務局からお答え願います。

○事務局

基本的には、どの地域も災害リスクはあると思いますので、同じような記載にしてございます。

○A委員

ただ、それが深刻度が違うというか、面積割合でハザードマップ上、かなりリスクが高いエリアがほぼ全域入ってしまうとか、そういうところもあるかと思うので、そこが同じ書き方でよかったかという点の御検討を少しお聞きしたかったです。

○議長

ハザードマップを市町村で作成されて、市民にも提示されているということで、不動産取引なんかも、ハザードマップを開示してからというふうには法律でも決まって、変わったようなところもございますので、そういうものもしっかりと見据えて対応をしていけるのかということなんだと思うんですけれども。それは、市町村が考えるということなのか。現状を。

では、事務局、お願いします。

○事務局

まず、災害の防止に関する方針につきましては、マスタープランにおいては、基本的な方針をうたうということで、個別の区域ごとには個別の課題というのはたくさんあると思いますし、津波のあるところ、土砂災害があるところ、幾つかあるわけですが、都市計画区域のマスタープランにおいては、今回は共通する大きな方向性を記載させていただいたということでございます。

個別の地区について、やらないというわけではなくて、今後まちづくりにおきましては、市町村においては、例えば立地適正化計画というものがありまして、立地適正化計画の中には、防災指針というものを記載するというところで法律が改正されております。ですので、新たに作る立地適正化計画においては、防災指針の中で具体的に災害リスクの評価をした上で、今後どのような方向で防災に対するまちづくりを進めていくかという時間軸を持ったものを記載することにしております。

また、既に立地適正化計画ができているところにつきましては、それを一定期間で改正をすることになっておまして、その時点において、防災指針を作ってやっていくということでございます。マスタープランにおきましては、そういう意味で基本的な方針を書かせていただきまして、細かいところにつきましては、防災指針等でリスクの解析をした上で、

もう少し細かく記載していくという流れにさせていただきたいと思います。以上です。

○議長

ありがとうございます。特に、最近の気象現象が激しくて、気象庁も、大雨が降って、すぐ避難指示があったと思ったら、あっという間に命を守る行動で、避難しないで、外に出ないで、その場所で自分の命を守るような行動をとってくれというような指示をするような時代ですので、やっぱりその辺はなかなか。ハザードマップがあつて、じゃ、どこから避難しましょうというような時間が非常に短くなっているということは感じますので。ある程度、市町村でもこれをベースに、それぞれの地区での安全を展開してもらわなくちゃいけないことだと思いますので。

特に、南海トラフの地震というか、直下型の話が西日本とか、首都なんかでもあるんでしょうけど、結局、大津波が来たら、逃げる時間がないので、防災で障壁のガードをするよりも、高いところに上がるしか命を守る方法はないだろうなんていうふうに思っている地区も関西のほうではあるようで。そういう行動というのも、大分変化しているような気がいたします。

○B委員

一つの意見として。A委員のおっしゃったことの中に、県民への周知の必要性ということがあるのかなと思うんですけど。ホームページを見ていて思ったんですけども、こういう都市計画の図とかマスタープランの内容を掲載していると思うんですけど、その中でハザードマップにリンクしてすぐに見られるような形になっていると、次5年の見直しになると思うんですけども、その間には、そういうふうになるようにしたいのかなと思いました。

○議長

せっかく作ってくれたハザードマップをもっと活かして、普通の市民生活に活用できればと思うんですけど、それはいかがですか。

○事務局

御意見を頂きましてありがとうございます。マスタープランからハザードマップへのリンクということだと思いますけれども、ぜひ今回、マスタープラン、これが可決しましたらアップしたいと思いますので、そこからハザードマップのほうにリンクする方法、どういふふうにしたら効果的に行けるかということも含めて、検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

私もハザードマップは見たんですけど、昨日のアンケートでも、新聞に出ていましたけれども、7割の国民というか市民は見て、3割は見ていないなんていう結果が出ていたと思うんですけど。なかなか、見ても、矢印が出ていて、どっち側に行くのかなと。避難所が点々と書いてあるということで、私が今どこにいれば、どういふふうに行くかというのがイメージ湧きづらい部分もあると思うので。県も市町村と打合せしながら、その辺は活用しやすい、分かりやすいハザードマップというのも重要だと思いますし、いろいろな計画がリンクしてくれば、もっと活用しやすくなると思いますので、ぜひお願いしたいと思

います。

ほかに何かございますでしょうか。

○C委員

これ結構、大変な作業だったと思いますけれども、ここまで取りまとめていただきまして、どうもありがとうございます。変わったところが、追加とか増加とか更新とかというふうに分かりやすくしていただいているので、そういう点はいいかなと思います。

今後に向けてのお願いみたいな部分が2点あるんですけども、最初に委員長もおっしゃいましたとおり、人口減少がもういろいろなところで始まってきていて、この29区域の区域マスで、それぞれのところ、自分たちのところだけで何かやろうと思っても、なかなか難しい状況に多分なってくると思っております。

そういう意味で、今回5地域で整理していただいたというのも、今後の方向性を見る上で非常にいいかなと思っております。これくらいの広域のエリアの中でいろいろな将来のことを実質的に調整できるように考えていただけるとありがたいというのが1点目のコメントです。

2点目は、案の縦覧のところでもいろいろ御意見が出てきているんですが、回答としては、役所としては、こういう回答になるのかなと思うんですけども。基本的には、道路の話は、ネットワークでやっているよというメッセージが十分に伝わっていないかなというふうに思っています。ポイントで見ると、いろいろな問題とか反対とかあるかと思うんですけども、ネットワーク全体を整備して初めて効果があるものをつくり上げていっているというふうなメッセージを、もうちょっといろいろな公聴会の場とか、市民の意見交換の場で伝えていただけると、いろいろな誤解もなくなるかなというふうに思いました。

以上2点です。

○議長

ありがとうございました。

お答え願います。

○事務局

御意見、いろいろありがとうございます。今後の計画への反映なども含め、考えさせていただきたいと思っております。

○議長

私も、熱海の大きな災害があったばかりですし、千葉の八街では、大変な交通事故というか、小学生がトラック事故で亡くられたということを含めて、そういうのを見て、茨城県でそういう交通安全についても活かせるような意味で、早く対応してもらいたいということは、D委員もおられますけど、危険なバス停も、茨城県もまだ何箇所もあるという話も出ていますけど。

○D委員

約280か所。順次、危険なバス停については、バス業者と関係機関が打合せをして、昨年度で、たしか20か所近くは減らしております。一部、過剰報道なんて言われます。

○議長

方向性として、マスタープランでそういう交通安全の面も入っていましたが、ぜひ進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

ほかに御意見ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、ほかに御意見ないようですので、都計諮問の第1号から第29号の都市計画区域マスタープランの変更については、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

異議なしと認めさせていただきまして、都計諮問の第1号から第29号については、原案のとおり可決といたします。ありがとうございました。

【都計諮問第30号 「竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更」】

○議長

続きまして、都計諮問の第30号の竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更につきましてお諮りいたします。

事務局から説明を願います。

○事務局

都市計画課でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ここからは、定期見直しに係る区域区分の変更などの案件を諮問させていただきます。

今回の案件は、市町から都市計画法第15条の2に基づく都市計画案の申出があった地区、23条に基づく港湾管理者から申出のあった地区について、それぞれ市街化区域への編入などを行うものでございます。

内容といたしましては、隣接する工業系区域と実質的に一体の区域となっている3地区、港湾事業の区域である1地区、公共施設の立地する区域である1地区、区域区分界となっていた道路の位置の変更に伴う小規模なもの1地区、全6地区でございます。これらを都市計画区域ごとに順次、前方のスクリーンにて御説明させていただきます。

それでは、都計諮問第30号 竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更についてでございます。お手元の付議案は、30-1、30-2ページ、図面は、別冊3の付議案図面30-1から30-3ページになります。

本案件で区域区分を変更し市街化区域への編入を行いますのは、龍ヶ崎市のつくばの里工業団地南地区と、牛久市の牛久町地区の2地区でございます。

本案件に係ります竜ヶ崎・牛久都市計画区域について御説明をいたします。

本都市計画区域は、龍ヶ崎市、牛久市及び利根町で構成され、首都圏整備法の近郊整備地帯に指定されてございます。

次に、編入区域の位置関係について御説明をいたします。

画面では、左上を北に示しております。こちらが首都圏中央連絡自動車道、画面左側にJR常磐線、その左に国道6号、国道408号がございます。赤で示しておりますのが、今回市街化区域に編入する地区でございます。画面右側が龍ケ崎市のつくばの里工業団地南地区、左側が牛久市の牛久町地区となります。

初めに、つくばの里工業団地南地区について詳細を御説明いたします。

まず、本地区に係る上位計画でございますが、御審議いただきました都市計画区域マスタープランにおいて、「つくばの里工業団地においては、工業地の拡大により生産機能の充実を図る」としており、龍ケ崎市都市計画マスタープランにおいては、「産業の振興と雇用創出を図るため、本市の地域特性や圏央道インターチェンジへのアクセス性を生かして周辺環境との調和や自然との共生に配慮しながら、つくばの里工業団地の拡張を検討し、工業機能の集積を促進する」と位置づけられております。

次に、地区の現況について御説明をいたします。

今回、市街化区域に編入するつくばの里工業団地南地区は、つくばの里工業団地の南側に隣接する面積約5.1ヘクタールの区域でございます。

本地区は、工業団地の拡大を図るため、龍ケ崎市が地区計画を決定し、市及び民間の開発行為により基盤整備等を行い、令和2年度までに完了した区域でありまして、今後も既存のつくばの里工業団地と一体的に、工場等の良好な操業環境の維持・形成を図るために市街化区域に編入するものでございます。

また、県が行う市街化区域への編入と同時に、編入区域において龍ケ崎市が用途地域を工業専用地域に指定いたしますとともに、既存の工業団地区域を含めて、建築物の用途の制限や建築物の壁面の位置の制限などを行う地区計画の変更を行います。

なお、本地区については、浸水想定区域には含まれてございません。

続きまして、画面の左側、牛久市の牛久町地区について詳細を御説明いたします。

本地区に係る上位計画でございますが、都市計画区域マスタープランにおいて、「本区域内の市街地間を連絡する都市幹線街路として、都市計画道路城中・田宮線等を配置する。」「幹線道路に面した住宅地においては、中高層の集合住宅の立地が可能となる中密度の土地利用を図る。」こととしており、牛久市都市計画マスタープランにおいては、「都市計画道路城中・田宮線の整備を進め、沿道の適切な土地利用の誘導を図る。」と位置づけられております。

次に、地区の現況について御説明をいたします。

今回、市街化区域に編入する牛久町地区は、牛久市の南西部、都市計画道路城中・田宮線の沿道、国道6号牛久・土浦バイパスとの交差部付近に位置する面積約0.4ヘクタールの区域でございます。

本地区につきましては、昭和45年の当初の市街化区域の決定において、市街化区域と市街化調整区域の境を都市計画道路城中・田宮線、当時の遠E宮線というんですけれども、その中心に設定をしてございました。

その後、平成6年には本地区周辺で、城中・田宮線の道路線形の中心が西側へと変更されております。

この後、牛久市による城中・田宮線の整備が進展し、平成28年度に本地区を含む区間の整備が完了いたしましたことから、市街化区域と市街化調整区域の境を整備完了後の道路

の中心線に見直すこととし、0.4ヘクタールの区域について、市街化区域に編入するものでございます。

また、県が行う市街化区域への編入と同時に、編入区域において牛久市が用途地域を第一種住居地域に指定をいたします。

なお、本地区につきましても、浸水想定区域には含まれてございません。

次に、公聴会及び都市計画案の縦覧結果などについて御報告をいたします。

都市計画法16条に基づき、都市計画素案の閲覧とともに公述を受け付けましたが、公述の申出はございませんでした。

また、都市計画法第17条に基づき、2週間、都市計画案を公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はないといった状況となっております。

最後になりますが、区域区分の変更について、龍ヶ崎市及び牛久市に意見を求めたところ、異存ない旨の回答を頂いております。

都計諮問第30号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問をお受けしたいと存じます。お気づきの点ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

御意見がないようですので、都計諮問の第30号の龍ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更等については、原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

御異議なしと認めて、都計諮問第30号については、原案のとおり可決といたします。

【都計諮問第31号 「取手都市計画区域区分の変更」】

○議長

続きまして、都計諮問第31号の取手都市計画区域区分の変更につきましてお諮りいたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして、都計諮問第31号 取手都市計画区域区分の変更について御説明をさせていただきます。お手元の付議案は、31-1、31-2 ページ、図面は、別冊3付議案図面の31

ー 1、31ー 2 ページでございます。

本案件で区域区分を変更し市街化区域への編入を行いますのは、守谷市の緑地区でございます。

まず、取手都市計画区域について御説明をいたします。

本都市計画区域は、取手市及び守谷市で構成されており、首都圏整備法の近郊整備地帯に指定をされております。

次に、編入区域の位置関係について御説明をいたします。

画面では、左上を北に示しております。こちらが常磐自動車道、その右側につくばエクスプレス、画面右上に国道294号がございます。赤で示しておりますのが、今回市街化区域に編入する緑地区でございます。

本地区についての詳細を御説明いたします。

まず、本地区に係る上位計画でございますが、都市計画区域マスタープランにおいて、「守谷市の緑地区等に工業地を配置し、これらの工業地においては、周辺の居住環境や自然環境に配慮しつつ、生産環境の維持・向上を図る。」としており、守谷市都市計画マスタープランにおいては、「既存の大規模工業用地については、地域の特性を生かし、産業・生産機能を保全充実し、職住近接の都市構造の維持発展に努める。」と位置づけられております。

地区の現況について御説明をいたします。

今回、市街化区域に編入する緑地区は、もりや工業団地に隣接する面積約0.02ヘクタールの区域でございます。もりや工業団地につきましては、土地区画整理事業により整備された工業団地でございます。平成6年に事業が完了しております。

本地区は、工業団地の立地企業の緑地と土地区画整理事業で整備された外周道路と一体の道路となっており、既に工業団地と実質的に一体の土地利用がされてございます。

このような中、緑地部分について、立地企業から工場用地として土地利用をしたい旨の要請を受け、都市計画基礎調査結果を踏まえて市街化区域に編入するものでございます。

また、県が行う市街化区域への編入と同時に、編入区域において守谷市が用途地域を工業専用地域に指定いたしますとともに、編入区域も含めて、建築物の用途の制限や建築物の壁面の位置の制限などを行う地区計画の変更を行います。

次に、浸水想定区域の状況について御説明をいたします。

本地区については、利根川、鬼怒川の想定最大規模の降雨時における洪水浸水想定区域に含まれておりまして、浸水する深さが0.5から3メートル未満の範囲に該当するメッシュで表示をされてございます。

一方で、工業団地の周辺は浸水想定区域外となっておりまして、工業団地内には幅員16メートルの県道野田牛久線、県道取手豊岡線も通っているなど、災害時でも浸水想定区域外への避難は容易な状況となっております。

このようなことから、市における災害対策として、ハザードマップ等により事前に浸水想定区域や避難場所の周知を行いますとともに、災害時には迅速な避難ができるような確かな避難指示を行うこととしてございます。

次に、公聴会及び都市計画案の縦覧結果などについて御報告をいたします。

都市計画法第16条に基づき、都市計画素案の閲覧とともに公述を受け付けましたが、公

述の申出はございませんでした。

また、都市計画法第17条に基づき、2週間、都市計画案を公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はないといった状況となっております。

最後になりますが、区域区分の変更について、守谷市に意見を求めましたところ、異なる旨の回答を頂いております。

都計諮問第31号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問をお受けしたいと存じます。何かお気づきの点ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

特に御意見がないようですので、都計諮問第31号の取手都市計画区域区分の変更については、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

御異議なしと認め、都計諮問第31号については、原案のとおり可決いたします。

【都計諮問第32号、33号 「水戸・勝田都市計画区域区分の変更」等】

○議長

続きまして、都計諮問第32号の水戸・勝田都市計画区域区分の変更及び都計諮問第33号水戸・勝田都市計画臨港地区の変更につきましては、関連しておりますので、一括して事務局から説明をいただいた後に、皆様にお諮りいたします。

事務局からよろしく願いたします。

○事務局

続きまして、都計諮問第32号 水戸・勝田都市計画区域区分の変更、第33号 水戸・勝田都市計画臨港地区の変更でございます。これらは関連しておりますので、一括して説明をさせていただきます。お手元の付議案は32、33ページ、図面は、別冊3付議案図面の32-1から32-3ページと、33-1、33-2ページになります。

本案件で区域区分を変更し市街化区域への編入を行いますのは、茨城町の茨城町役場周辺地区と、ひたちなか市の茨城港常陸那珂港区地区の2地区でございます。

また、常陸那珂港区につきましては、市街化区域への編入と併せて臨港地区を指定するものでございます。

まず、本地区に関連します水戸・勝田都市計画区域について御説明をいたします。

本都市計画区域は、水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、東海村の全域及び城里町の一部で構成され、首都圏整備法の都市開発区域に指定をされております。

次に、編入区域の位置関係について御説明をいたします。

画面では、上を北に示しております。区域内には常磐自動車道、北関東自動車道があり、JR常磐線がございます。また、主要幹線道路として、国道6号や国道50号、国道51号などがございます。この中で赤で示しておりますのが、今回、市街化区域に編入する区域でございます。画面の左下が茨城町役場周辺地区、右上が茨城港常陸那珂港区地区となります。

初めに、茨城町役場周辺地区について詳細を御説明いたします。

まず、本地区に係る上位計画でございますが、都市計画区域マスタープランにおいて、「奥谷・小堤地区は、町の顔となる地区として、生活・文化・福祉等の地域活動や行政サービスの拠点となる市街地整備を進める。」こととしており、茨城町都市計画マスタープランにおいては、「町役場やゆうゆう館など公共公益施設が集積する地区を町の行政サービスの拠点とし、ユニバーサルデザインの導入や施設のバリアフリー化を推進するとともに、公共公益機能の維持・充実を図る。」と位置づけられております。

次に、地区の現況について御説明をいたします。

今回、市街化区域に編入する茨城町役場周辺地区は、茨城町のほぼ中心の小堤地区に位置し、町役場や総合福祉センター、図書館などが立地する面積約7.1ヘクタールの区域でございます。

本地区につきましては、平成2年に町役場が整備され、その後、平成8年には総合福祉センターが整備されるなど、隣接する市街地や周辺の集落からのアクセス性、利便性を踏まえて公共公益施設の集積が進められてきた区域であり、今後も町の行政機能の維持・充実を図るため、市街化区域に編入するものでございます。

なお、本地区につきましては、全て茨城町の所有地となっております。

また、県が行う市街化区域への編入と同時に、茨城町が用途地域と地区計画を定めます。編入区域を、今後町が整備を予定しております文化的施設の用途と適合させるため、近隣商業地域などに指定をいたしますとともに、大規模な店舗等の建築物の用途の制限を行う地区計画の決定を行います。

次に、浸水想定区域の状況について御説明をいたします。

本地区は、涸沼川の洪水浸水想定区域に含まれており、想定最大規模の降雨時において、浸水する深さが0.5から3メートル未満の範囲のメッシュで表示されている区域となっております。

本地区につきましては、周辺地盤よりもおよそ1から2メートルほど高くなっている状況ではございますけれども、町では、今後の災害への対策として、空いている土地や広場のかさ上げ、出入口などへの止水板の設置等既存建物の浸水対策、庁舎等の自家発電施設を含む設備の改修、高台までの避難路の整備、新たに整備する施設の基礎部のかさ上げでありますとか、垂直避難機能等の安全対策などのハード対策と、避難マニュアルの作成、避難訓練の実施などによる避難体制の確立、公共公益施設利用者への災害リスク情報、避難方法などの周知徹底などのソフト対策により、来訪者、利用者及び職員の安全確保、役場などの機能の維持に取り組んでいくこととしてございます。

また、町の災害対策本部につきましては、平成29年に浸水想定区域の指定を受けたことを踏まえて、避難指示が発令されるような降雨が想定される場合など、災害対策本部の判断により、浸水想定区域外の役場から南東側にございます駒場庁舎に災害対策本部を移動することとして暫定的に対応しております、今年度に改定予定の地域防災計画にも、このような対応を位置づける予定となっております。

また、総合福祉センター内には、通所型の福祉作業所などがございますが、利用者や職員の避難等につきましては、令和2年に避難計画を作成し、大雨が想定される場合には開所しないことや、開所中に浸水の危険性が高まった場合の具体的な避難方法などを示しており、利用者や職員が確実かつ円滑に避難行動ができるよう訓練を行っていること茨城町から聞いております。

続きまして、画面の右側、ひたちなか市の茨城港常陸那珂港区地区について詳細を御説明いたします。

本地区に係る上位計画でございますが、都市計画区域マスタープランにおいて、「北関東自動車道や茨城港常陸那珂港区を活用した首都圏の新たなゲートウェイとしての物流機能の高度化や、臨港地区、工業団地等への産業集積を図る。」「茨城港常陸那珂港区周辺に流通業務地を配置し、整備の進展に合わせて、順次、機能の集積強化を図る。」としております。

また、ひたちなか市都市計画マスタープランにおいては、「茨城港常陸那珂港区の港湾関連用地や工業用地については、広域自動車ネットワークの利便性や港湾に隣接する地理的優位性を生かして、物流・生産機能の集積を図る。」と位置づけられてございます。

次に、茨城港常陸那珂港区の港湾整備の状況について御説明をいたします。

こちらが茨城港常陸那珂港区の港湾計画図でございまして、図面では左を北にしてございます。画面左から、北ふ頭地区、中央ふ頭地区、南ふ頭地区となっております。こちらが、常陸那珂港区の航空写真でございまして、常陸那珂港区は、先ほどお示しした港湾計画に基づき整備が進められており、北ふ頭地区及び中央ふ頭地区の一部において、外貿及び内貿ふ頭が供用されております。

また、北ふ頭地区においては、火力発電所が営業運転をしており、北ふ頭地区背後や西部地区の分譲・貸付用地には物流関連企業などが進出し、倉庫等の物流施設が立地しております。

さらに、中央ふ頭地区背後や西部地区に建設機械関連企業が進出しております。本港区はエネルギー基地として、また建設機械や完成自動車の輸出拠点として発展しております。

こうした状況の中、今回、市街化区域に編入する区域は、公有水面の埋立てが竣工した中央ふ頭地区の一部、面積約16.8ヘクタールの区域であり、計画的な市街化を図るために編入するものでございます。

また、市街化区域への編入と併せて、港湾施設の整備を推進するとともに港湾の良好な管理運営を図るため、臨港地区を指定してまいります。

ここで、臨港地区の指定に関連する事項を補足として御説明いたします。

都市計画法による臨港地区の指定は、臨港地区の区域のみを定めるものでございますが、この指定と同時に、港湾管理者において港湾法に基づく分区が指定されます。指定された各分区内では、建築物その他の構築物の用途は県の分区条例で定められているものに限ら

れ、容積率、建蔽率のみが都市計画法の用途地域の規定が適用されます。これにより、港湾計画に基づく土地利用の適切な誘導が図られることとなります。

スクリーンには、指定しようとする分区の状況を表示してございます。今回、新たに臨港地区を指定する区域を赤とオレンジの線で囲ってございます。本地区は、港湾計画上の埠頭用地であり、旅客又は貨物を取り扱わせることを目的とする商港区に指定をされます。

なお、本地区の臨港地区及び分区の指定につきましては、令和2年9月に県地方港湾審議会から、本案のとおり答申を得ていることを申し添えます。

また、県が行う市街化区域への編入及び臨港地区の指定と同時に、編入区域において、ひたちなか市が用途地域を準工業地域に指定をいたします。

次に、浸水想定区域の状況でございます。

画面は変わって、右を北に表示しております。

本地区は、津波浸水想定区域に含まれている状況でございます。このため、国土交通省が策定しました港湾の津波対策に関するガイドラインに基づいて、平成28年に津波避難計画が策定をされております。この避難計画に基づきまして、避難開始時間の周知・啓発やハザードマップの作成、誘導看板等の設置を行っております。

さらに、津波が発生した際の避難困難者に対応するため、津波避難施設など一時避難場所を確保し、津波終息後に自治体指定の避難場所に避難する計画となっております。

次に、公聴会及び都市計画案の縦覧結果などについて御報告をいたします。

都市計画法第16条に基づき、都市計画素案の閲覧とともに公述を受け付けましたが、公述の申出はありませんでした。

また、都市計画法第17条に基づき、2週間、都市計画案を公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はないといった状況でございます。

最後になりますが、区域区分の変更などについて、茨城町及びひたちなか市に意見を求めたところ、異存ない旨の回答を頂いております。

都計諮問第32号、第33号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、皆様からの御意見、御質問をお受けしたいと存じます。

Ｃ委員お願いします。

○Ｃ委員

茨城町のほうで御説明いただいたんですが、聞き漏らしたかなと思うんですけども、防災の観点で、既に今、総合福祉センターと中央公民館大ホールが避難指定場所になっているわけですね。そこをかさ上げるから、そこでも大丈夫ということなのか、そうじゃなくて、かさ上げしても危険だから、取りあえずそこに集まってもらうけれども、より危なくなれば、そこから南の避難方向に逃げるということなのか。もしくは、ここには避難場所として指定しないということなのであるか。いずれにしても、総合福祉センターも中央公民館も、かなりキャパがある大きな町の施設だと思うので、そこからほかの場所に避難先を移すとしたら、その避難先のキャパは大丈夫なんですかということなんです。以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、お答え願います。

○事務局

こちらが茨城町のハザードマップになってございまして、この避難場所の例示があるのは、緑色の表示と、あとは福祉避難所として紫の表示となっております。

説明が漏れてしまったんですけれども、ハザードマップ上で洪水の危険があるとき避難場所には指定されていないということになっておりますので、それ以外のエリアに逃げてくださいということで、茨城町で周知を図っている状況でございます。

例えば、こちらにある青葉中学校でありますとか、あと、先ほど災害対策本部の臨時の移転先としても出ましたけれども、駒場庁舎。こっちも小学校の跡地です。こういったところに避難をしていただくというような内容となっております。避難方向は、こちら側です。浸水想定区域以外のほうに逃げていただくと、このような状況となっております。

○C委員

何の問題もないということですか。

○事務局

洪水時には役場には避難しないですし、避難先も中学校とか小学校の跡地ですので、容量的には十分あるのではないかとこのように考えてございます。

○C委員

私だったら、間違えて行っちゃいそうです。そこら辺はちゃんとお伝えいただくということで。

○事務局

御意見につきましては、茨城町にきちんとお伝えをしまして、適切な周知が図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

○C委員

分かりました。

○E委員

関連して、よろしいですか。

○議長

どうぞ。

○E委員

ついこの前も学会で議論していたんですけど、福祉避難所という件と、あとは、福祉施設が今年度、厚労省からガイドラインが出まして、BCPしっかりやれということなので、事業継続という意味では、何とか事業が続く、特に利用者さんがいらっしゃる場合にどうするのかというのは、多分これから検討されると思いますので、その辺を含めて、実際はかなり難しい話になると思います。一般の避難者は受け入れません、でも、福祉避難所的な場所は、ここ以外にはちょっとないかもしれないと、その辺難しくなるかもしれませんが、ぜひ様々な状況に対応できるように、きめの細かい防災計画、避難計画を考えていただければと思います。コメントです。

○事務局

ありがとうございます。頂いた意見を踏まえまして、御意見をきちんと町のほうにお伝えし、適切な対応が取られるようにやっていきたいと思っております。

○議長

ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

特にないようでしたら、都計諮問第32号 水戸・勝田都市計画区域区分の変更及び都計諮問第33号 水戸・勝田都市計画臨港地区の変更については、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

御異議なしと認めて、都計諮問第32号及び都計諮問第33号については、原案のとおり可決といたします。ありがとうございます。

【都計諮問第34号 「古河都市計画区域区分の変更」】

○議長

続きまして、都計諮問第34号の古河都市計画区域区分の変更につきましてをお諮りいたします。

事務局から説明願います。

○事務局

続きまして、都計諮問第34号 古河都市計画区域区分の変更について御説明をさせていただきます。お手元の付議案は、34-1、34-2 ページ、図面は、別冊3の付議案図面の34-1、34-2 ページになります。

本案件で区域区分を変更し市街化区域への編入を行いますのは、古河市の古河名崎工業団地拡張地区でございます。

まず、古河都市計画区域について御説明をいたします。

本都市計画区域は、古河市単独で構成され、首都圏整備法の都市開発区域に指定をされております。

次に、編入区域の位置関係について御説明をいたします。

画面では、上を北に表示してございます。画面左下に首都圏中央連絡自動車道、左側に国道4号、画面上には国道125号がございまして、赤で表示しておりますのが、今回市街化区域に編入する古河名崎工業団地拡張地区でございます。

それでは、本地区についての詳細を御説明いたします。

まず、本地区に係る上位計画の位置づけでございますが、都市計画区域マスタープラン

において、「古河名崎工業団地等においては、周辺の自然環境や居住環境との調和を図りつつ、良好な生産環境の維持・向上に努める。」としており、古河市都市計画マスタープランにおいては、「市の産業拠点としての機能を将来にわたって維持していくために、良好な操業環境の確保・増進に向けた取組みを推進する。」と位置づけられております。

次に、地区の現況について御説明をいたします。

今回、市街化区域に編入する古河名崎工業団地拡張地区は、古河名崎工業団地の南東側に隣接する面積約11.1ヘクタールの区域であります。古河名崎工業団地につきましては、県開発公社により整備された工業団地であり、平成26年度に事業が完了しております。

本地区は、産業の誘導を促進するために、古河市が地区計画を定め、民間による基盤整備を完了した地区で、工場敷地として完成車両置場や立地企業の社員寮などとして既に土地利用がされており、古河市の重要な産業系市街地として古河名崎工業団地と一体的に操業環境の向上を図るために市街化区域に編入するものでございます。

また、県が行う市街化区域への編入と同時に、編入区域において古河市が用途地域を準工業地域及び工業専用地域に指定いたしますとともに、大規模な店舗等の建築物の制限や建築物の壁面の位置の制限などを行う地区計画の変更を行います。

なお、本地区は、浸水想定区域には含まれてございません。

次に、公聴会及び都市計画案の縦覧結果などについて御報告をいたします。

都市計画法第16条に基づき、都市計画素案の閲覧とともに公述を受け付けましたが、公述の申出はございませんでした。

また、都市計画法第17条に基づき、2週間、都市計画案を公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はないといった状況でございます。

最後になりますが、区域区分の変更について、古河市に意見を求めたところ、異存ない旨の回答を頂いております。

都計諮問第34号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見、御質問をお受けしたいと存じます。

お気づきの点は何かございますでしょうか。

○A委員

御説明ありがとうございます。

今回の新しく編入する区域が準工業地域になるということで、先ほどの説明では、地区計画もかけることで大規模な商業施設とかは建たないというお話でしたが。多分、この辺り、開発許可とかのほうを担当させていただいているんですけども、やはり調整区域でも工場のいろいろ許可が出てきたりとか、あとは産業の立地の意欲の高いエリアで、ちゃんと市街化区域として受け皿がつくられることは大事だなと思っているので、基本的には賛成です。

新しく編入されるところに、ある程度、既に何か立地する予定があるのか、それとも今後、すみません、聞き漏らしたかもしれないんですけど、そこがどれくらい埋まる予定なのか、もう一度御説明をお願いします。

○事務局

ありがとうございます。既存工場敷地の拡張でございまして、現に社員寮とその駐車場と、あと道路を挟んで向かい側が工場の完成車両置場として使われている状況となっておりますので、当面このような状況が続くものと考えております。

○A委員

建物は、すぐには建たないということによろしいですか。

○事務局

予定はないと聞いております。

○A委員

分かりました。多分、地区計画をきちんとかけていただくのが重要かなと思うので、ぜひその点よろしく願います。

○議長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

特にないようでしたら、都計諮問第34号の古河都市計画区域区分の変更については、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

御異議なしと認め、都計諮問第34号については、原案のとおり可決といたします。

○議長

以上で、本日付議された案件についての審議は終了となります。

都計諮問の第1号から29号の都市計画区域マスタープランの変更、都計諮問第30号から34号の都市計画区域区分の変更等については、原案のとおり可決とし、本日付をもって知事に答申をいたします。ありがとうございました。

令和3年度第1回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学識経験のある者	弁護士	望 月 直 美	欠 席
	筑波大学教授	谷 口 守	出 席
	筑波大学准教授	藤 井 さやか	出 席
	茨城大学大学院教授	山 田 稔	出 席
	一級建築士	濱 中 本 子	出 席
	茨城県農業会議理事	清 水 久 子	出 席
	茨城県商工会議所連合会副会長	中 川 喜久治	出 席
	茨城県バス協会会長	松 上 英一郎	出 席
	NPO法人日本防災士会女性防災推進局委員	益 子 さや子	出 席
	国立環境研究所社会環境システム研究センター主任研究員	金 森 有 子	出 席
市町村長を代表する者	笠間市長	山 口 伸 樹	欠 席
	五霞町長	染 谷 森 雄	出 席
県議会の議員	茨城県議会議員	西 條 昌 良	出 席
	茨城県議会議員	飯 塚 秋 男	出 席
	茨城県議会議員	細 谷 典 幸	欠 席
	茨城県議会議員	川 津 隆	出 席
	茨城県議会議員	石 井 邦 一	出 席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	須 田 浩 和	出 席
関係行政機関の職員	関東農政局長	幸 田 惇	出席（代理 農村振興部農村計画課 課長補佐 太田 將之）
	関東運輸局長	河 村 俊 信	出席（代理 茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 原 康浩）
	関東地方整備局長	若 林 伸 幸	出席（代理 常総国道事務所 副所長 大山 修）

出席 18 名	} 21 名
欠席 3 名	

令和3年度第1回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	計 画 内 容
1	水戸・勝田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (水戸市、ひたちなか市、那珂市、 茨城町、大洗町、城里町、東海村)
2	常北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (城里町)
3	笠間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (笠間市)
4	小美玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (小美玉市)
5	竜ヶ崎・牛久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (龍ヶ崎市、牛久市、利根町)
6	つくばみらい都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (つくばみらい市)
7	取手都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (取手市、守谷市)
8	土浦・阿見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (土浦市、かすみがうら市、阿見町)
9	石岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (石岡市)
10	研究学園都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (つくば市)
11	稲敷東部台都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (稲敷市、美浦村)

1 2	稲敷東南部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (稲敷市、河内町)
1 3	八郷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (石岡市)
1 4	水海道都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (常総市)
1 5	岩井・境都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (坂東市、五霞町、境町)
1 6	古河都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (古河市)
1 7	下館・結城都市計画都市計画区 域の整備、開発及び保全の方針 の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (筑西市、結城市、桜川市)
1 8	八千代都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (八千代町)
1 9	下妻都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (下妻市)
2 0	石下都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (常総市)
2 1	日立都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (日立市、常陸太田市)
2 2	高萩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (高萩市)
2 3	北茨城都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (北茨城市)

24	大子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (大子町)
25	大宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (常陸大宮市)
26	鹿島臨海都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (鹿嶋市、神栖市)
27	潮来都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (潮来市)
28	鉾田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (鉾田市)
29	行方都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更	茨城県	都市計画区域マスタープランの変更 (行方市)
30	竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更	茨城県	市街化区域への編入 約5.5ha つくばの里工業団地南地区 (龍ヶ崎市) 牛久町地区 (牛久市)
31	取手都市計画 区域区分の変更	茨城県	市街化区域への編入 約0.02ha 緑地区 (守谷市)
32	水戸・勝田都市計画 区域区分の変更	茨城県	市街化区域への編入 約23.9ha 茨城町役場周辺地区 (茨城町) 茨城港常陸那珂港区地区 (ひたちなか市)
33	水戸・勝田都市計画 臨港地区の変更	茨城県	臨港地区の拡大 約16.8ha 茨城港常陸那珂港区地区 (ひたちなか市)
34	古河都市計画区域区分の変更	茨城県	市街化区域への編入 約11.1ha 古河名崎工業団地拡張地区 (古河市)
	計34件		

